議案第98号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
本市に幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	［同左］
［略］	［同左］
中学校	中学校
名称　位置	名称　位置
［略］	［同左］
大阪市立堀江中学校　大阪市西区北堀江４丁目	大阪市立堀江中学校　大阪市西区南堀江３丁目
［略］	［同左］
［略］	［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和４年８月１日から施行する。

令和４年５月13日提出

大阪市長　　松　井　一　郎

説　明

堀江中学校を移転するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。